

令和2年5月22日

保護者の皆様へ

東大阪市子どもすこやか部長

緊急事態宣言解除に伴う保育園・認定こども園等の対応について（お知らせ）

平素は、本市児童福祉行政にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、5月21日付で政府より大阪府内全域に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が解除されました。大阪府知事からは、休業の要請を大幅に緩和していく方針が示されていることから、本市では、5月31日までの間は、従来どおりの登園自粛を継続しますが、下記のとおり段階的に登園自粛を緩和いたします。

また、緊急事態宣言解除後も子どもの健康と安全を確保するため、保護者の方に家庭での保育が可能な場合は、できる範囲で家庭保育の協力をお願いすることといたします。

記

1、令和2年5月23日（土）～令和2年5月31日（日）

保育園・認定こども園を利用できる方

- ・両親（養育をしている者を含む）のいずれかが医療（保健所を含む）、消防、警察、自衛隊、福祉事業（介護、障害、児童福祉施設）に従事している方
- ・その他、お仕事やご家庭の事情がある場合には、各園にご相談ください。

2、令和2年6月1日（月）～令和2年6月30日（火）

2号・3号認定の方	従来の登園自粛を解除します。保護者の職業による施設の利用制限はありませんが、保護者の方に家庭での保育が可能な場合は、できる範囲で家庭保育の協力をお願いします。
1号認定の方	臨時休園を解除します。2号・3号認定と同様に保護者の方に家庭での保育が可能な場合は、できる範囲で家庭保育の協力をお願いします。

3、令和2年7月1日（水）以降

今後も感染が落ち着いた状況が続けば、7月1日（水）から通常開所とする予定です。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により変更となる場合があります。

【裏面に続く】

※7月1日以降、保育施設においては通常開所を予定しておりますが、行事等の実施にあたっては、各園の判断で延期、中止となる場合があります。

※6月30日まで、在宅での保育に協力をしていただいた方に対しては、登園を控えた日数の保育料（利用者負担額）を日割り計算し、減額いたします。

問い合わせ先

【臨時休園・登園自粛に関すること】

施設指導課（市役所7階） 電話 06-4309-3201

【保育料の決定に関すること】

施設利用相談課(市役所7階) 電話 06-4309-3202

【保育所・公立認定こども園に係る保育料の充当に関すること】

施設給付課(市役所7階) 電話 06-4309-3195

※私立認定こども園・小規模保育施設の保育料の還付・充当については、利用施設へご確認ください。